

「商品の概要」添付資料

米ドル建一時払変額年金保険（年金額最低保証・Ⅲ型）「アクティブビジョンⅡ」
特別勘定に関するお知らせ

米ドル建一時払変額年金保険（年金額最低保証・Ⅲ型）「アクティブビジョンⅡ」の特別勘定に関しまして、下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

本資料におきましても、下記のとおりお読み替えください。

記

◆2018年5月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C004H）」

(2) 対象となる投資信託

「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（USD）」

(3) 変更内容（P5～P6 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
シティ米国債インデックス (3-5 年)	FTSE 米国債インデックス (3-5 年)

(4) 変更日

2018 年 5 月 19 日

◆2015年3月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C004H）」

(2) 対象となる投資信託

「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（USD）」

(3) 変更内容（P5～P6 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
シティグループ米国債インデックス (3-5 年)	シティ米国債インデックス (3-5 年)

(4) 変更日

2015 年 3 月 31 日

◆2014 年 12 月 運用会社の名称の再変更について

(1) 名称の変更

●変更時期（2014 年 12 月）

	変更前	変更後
運用会社 の名称	アリアンツ・グローバル・インベスターズ ・ヨーロッパ GmbH	アリアンツ・グローバル・インベスターズ GmbH

●変更時期（2012 年 10 月）

	変更前	変更後
運用会社 の名称	アリアンツ・グローバル・インベスターズ KAG mbH	アリアンツ・グローバル・インベスターズ ・ヨーロッパ GmbH

(2) 特別勘定への影響

特別勘定への影響はありません。

◆2012 年 9 月 資産運用関連費用の変更について

	変更前	変更後
資産運用 関連費用	特別勘定において主な投資対象とする 外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.4%	特別勘定において主な投資対象とする 外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.36%

・変更日

2012 年 9 月 21 日

以上

米ドル建一時払変額年金保険(年金額最低保証・Ⅲ型)

アクティブ ビジョンⅡ

ACTIVE VISION Ⅱ



Allianz 
アリアンツ生命保険

■アリアンツ生命保険の取組み



アリアンツ生命保険は
(財)東京都公園協会の都立公園
AED設置事業をサポートしています
設置場所などの詳細はホームページで
<http://life.allianz.co.jp/aed>

〈募集代理店〉



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会 日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会

〈引受保険会社〉

アリアンツ生命保険株式会社

〒107-0051
東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル
カスタマーサービスセンター

 **0120-941-863**

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
<http://life.allianz.co.jp>

募集代理店



三井住友銀行

引受保険会社

アリアンツ生命保険株式会社

アクティブ ビジョンⅡ の特徴

ACTIVE VISION II

運用はいいときも悪いときもある。
これからのお金だから
減らさずにしっかりと受け取りたい。



point
1

米ドル建てによる魅力的な年金額

魅力的な年金額が最低保証されます。
年金支払期間中も運用を続け、年金額がアップするチャンスがあります。一度アップした年金額は、以後下がることはありません。

※米ドル建ての年金を円に換算する場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。
下記の「為替リスクについて」をご覧ください。

生活や趣味やレジャー・・・
これからの楽しみはいっぱい。
長い間使えないのは困る。



point
2

すぐに受け取れる

年金のお受け取りは最短でご契約の1年後から可能です。

※年金支払開始年齢は51歳から90歳です。

年金が途中でなくなるのは困る。
ずっと受け取っていたい。



point
3

ずっと受け取れる

年金は一生涯にわたってお受け取りいただけます。

投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国株式および米国債券などを主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受け取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

為替リスクについて

- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

米ドル建てによる魅力的な年金額

1 魅力的な年金額が生涯最低保証*¹されます。

第1回の年金額は、年金支払開始日の前日の年金算出基準額に、契約日における基準金利*²および年金支払開始日における被保険者の年齢に応じた年金額算出率を乗じた額となります。この年金額は、以後の特別勘定の運用実績にかかわらず、下がることはありません。

*¹ 米ドル建ての年金を円でお受け取りいただく場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。

*² 基準金利は、会社の定める期間における米ドル金利スワップレート10年物仲値の平均値とし、毎月1日に設定されます。

2 年金額がアップするチャンスがあります。

第2回以後は、運用が好調で年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額より大きい場合や、年金支払日の前日の積立金額に年金額算出率を乗じた額がそれまでの年金額より大きい場合、年金額が増加します。増加した年金額は以後下がることはありません。

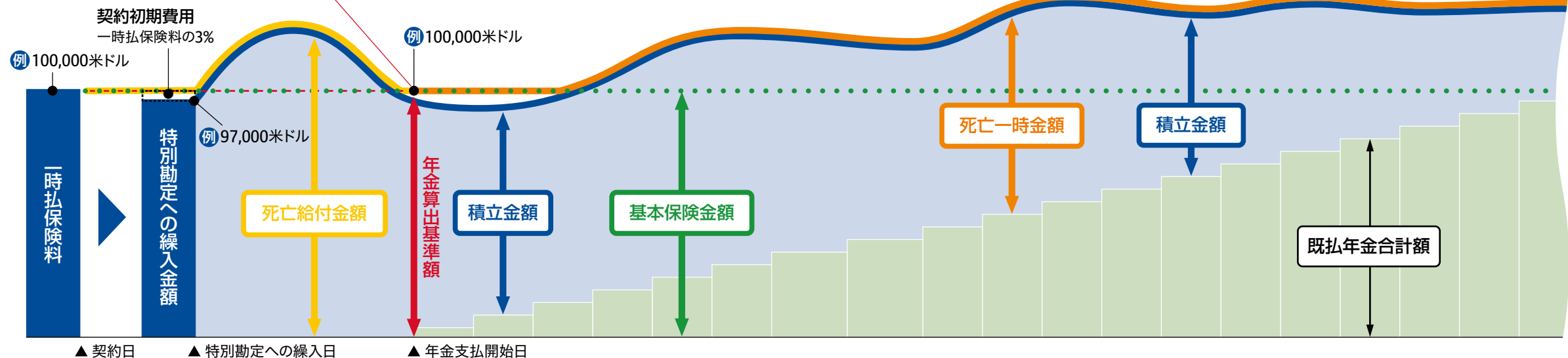
年金額算出率、第1回の年金額(年金算出基準額100,000米ドル、基準金利3.7%の例)

被保険者の年齢	51歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～73歳	74歳～76歳	77歳～79歳	80歳～82歳	83歳～90歳
年金額算出率	4.1%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.2%	6.7%	7.2%
第1回の年金額	4,100米ドル	4,200米ドル	4,600米ドル	5,000米ドル	5,400米ドル	5,800米ドル	6,200米ドル	6,700米ドル	7,200米ドル

※年金額算出率とは、年金額を計算する際に用いる割合のことをいい、契約日における基準金利および年金支払日における被保険者の年齢に応じて決まります。(詳しくは9ページをご覧ください)

例 …据置期間1年
一時払保険料100,000米ドルの場合の例

年金算出基準額
第1回の年金額を計算する際に基準となる額のことをいいます。(詳しくは9ページをご覧ください)



一生にわたり
年金をお受け取りいただけます。

据置期間(最短1年)

※特別勘定への繰入日はつぎのいずれか遅い日となります。

(1) アリアンツ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日の翌日

(2) 契約日からその日を含めて8日目(その日が営業日でないときは翌営業日)の翌日

年金支払期間(一生)

※図はイメージであり、ご契約の一部解約などがなかった場合のものです。

また、将来の積立金額、死亡給付金額、死亡一時金額、年金額などを保証するものではありません。

すぐに受け取れる

年金のお受け取りは最短でご契約の1年後から可能です。

※年金支払開始年齢は51歳から90歳です。

ずっと受け取れる

年金は一生にわたってお受け取りいただけます。



- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額などが変動します。
- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。(詳しくは13ページをご覧ください)



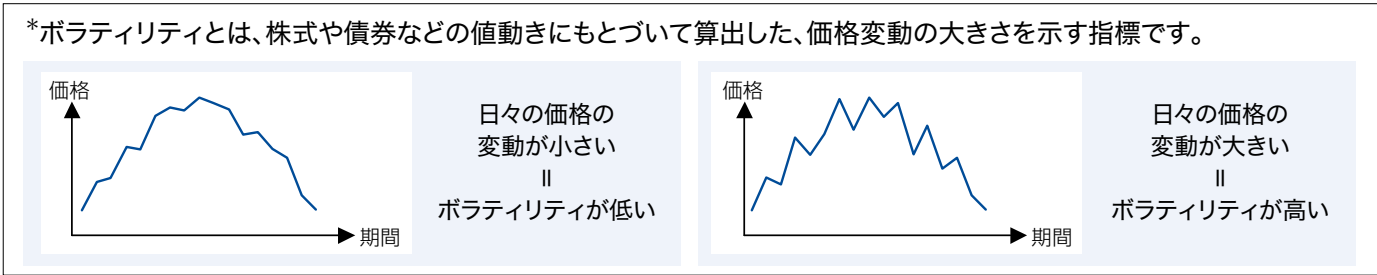
- ご契約の期間中は「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」がかかります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「年金管理費」がかかります。(詳しくは14ページをご覧ください)

特別勘定

特別勘定は、積立金を主として外国投資信託に投資することにより運用を行います。外国投資信託においては、資産の価格変動に応じて、「収益期待資産」と「リスク回避資産」の配分比率が毎週見直されます。

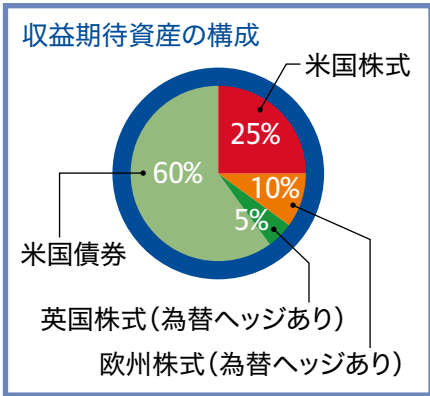
特別勘定

特別勘定名	特別勘定の運用方針	資産運用関連費用 (管理報酬など)
グローバルバランス型 (C004H)	主として、実質的に外国株式および米国債券ならびに米ドル建ての短期金融資産を投資対象とする外国投資信託へ投資を行い、ボラティリティ*を一定の水準に保ちつつ、安定した運用成果の確保および中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	年率0.4%



特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託

外国投資信託名:アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD)



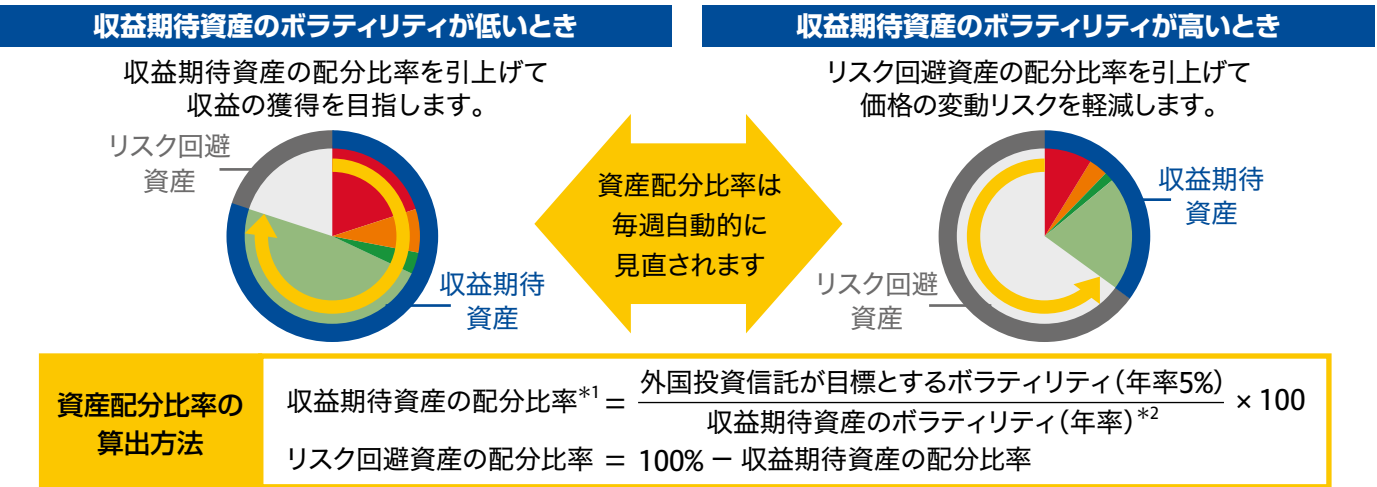
	資産種類	組入比率	ベンチマーク	運用会社
収益期待資産	米国株式	25%	S&P500種指数	アリアンツ・グローバル・インベスターズ KAG mbH
	欧州株式 (為替ヘッジあり)	10%	ユーロ・ストックス50指数 (為替ヘッジ付)	
	英国株式 (為替ヘッジあり)	5%	FTSE100指数 (為替ヘッジ付)	
	米国債券	60%	シティグループ 米国債インデックス (3-5年)	
リスク回避資産	短期金融資産	—	設定されていません ※米ドル短期金利並みの収益を目指します。	

- 
- 資産運用関連費用として、管理報酬(運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます)およびルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税(年次税)を記載しています。そのほかに、有価証券の売買委託手数料などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
 - 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。
 - 金融市場環境などの変化に応じて、組入比率の見直しを行う場合があります。
 - 米ドル建一時払変額年金保険(年金額最低保証・Ⅲ型)では、特別勘定をグループ化し、特別勘定群として設定しています。
 - 「アクティブビジョンⅡ」に設定されている特別勘定群を「特別勘定群10型」といい、グローバルバランス型(C004H)で構成されています。

アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD)のしくみ

この外国投資信託は、収益の獲得を目的とする「収益期待資産」と、資産の減少リスクの回避を目的とする「リスク回避資産」で構成されます。これらの資産の配分比率は、収益期待資産のボラティリティに応じて毎週自動的に見直されます。

アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD)のメリット・デメリット
【メリット】過去の統計によれば、価格が下落する局面においてはボラティリティが高くなる傾向がありますが、この場合にはリスク回避資産の配分比率を引上げて、資産が大幅に減少するリスクを軽減します。
【デメリット】一方で、価格が上昇する局面でボラティリティが高くなった場合でも、リスク回避資産の配分比率を引上げるため、収益獲得の機会を逃す可能性があります。

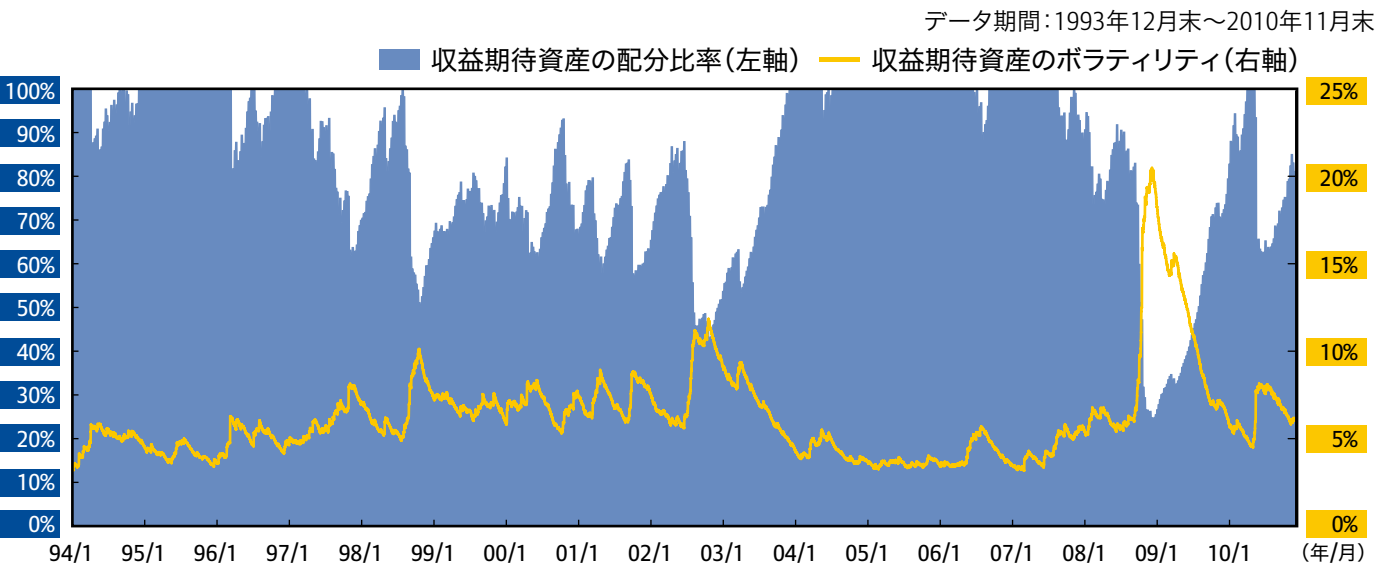


資産配分比率の算出方法

$$\text{収益期待資産の配分比率}^{*1} = \frac{\text{外国投資信託が目標とするボラティリティ (年率5\%)}}{\text{収益期待資産のボラティリティ (年率)}^{*2}} \times 100$$
$$\text{リスク回避資産の配分比率} = 100\% - \text{収益期待資産の配分比率}$$

*1 収益期待資産の配分比率は100%が上限です。
*2 収益期待資産のボラティリティは資産配分比率の見直し時点における、収益期待資産の過去200営業日の日次リターンにもとづいて算出します。

収益期待資産のボラティリティ・資産配分比率の推移シミュレーション



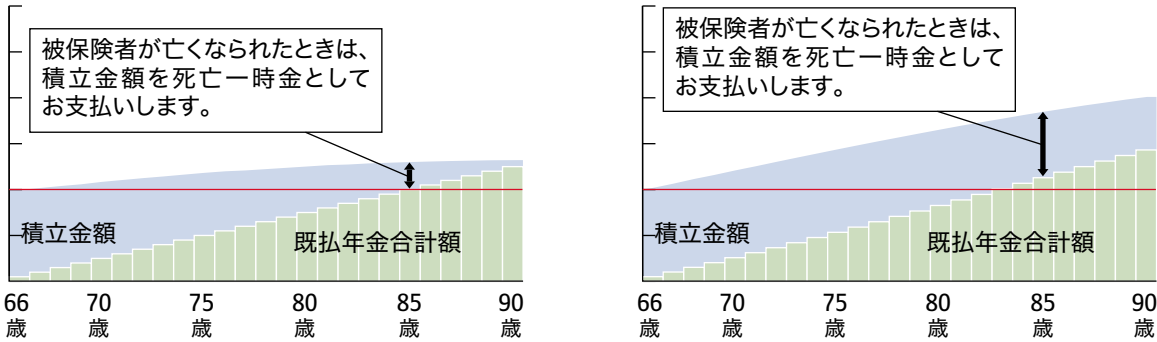
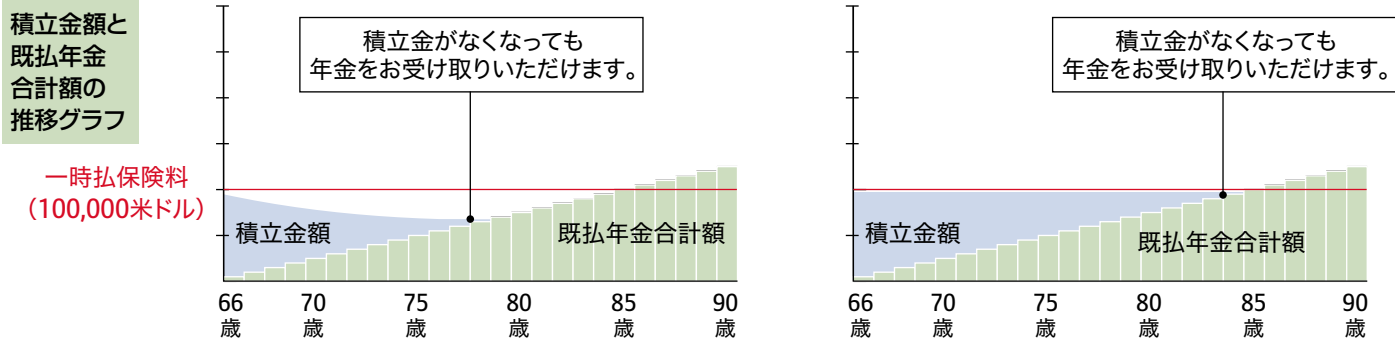
<使用インデックス> 【米国株式】S&P500種指数:スタンダード・アンド・プアーズ サービスーズ 【欧州株式(為替ヘッジあり)】ユーロ・ストックス50指数(為替ヘッジ付)*:STOXX Ltd. 【英国株式(為替ヘッジあり)】FTSE100指数(為替ヘッジ付)*:FTSEインターナショナルリミテッド 【米国債券】シティグループ米国債インデックス(3-5年):シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク 【グローバルバランス型(C004H)の収益期待資産】米国株式は25%、欧州株式(為替ヘッジあり)は10%、英国株式(為替ヘッジあり)は5%、米国債券は60%の比率で保有した前提で、各資産種類の収益率から算出した指数
*為替ヘッジ付の指数は、為替ヘッジコスト相当分を考慮してアリアンツ生命が作成
S&P500種指数、ユーロ・ストックス50指数®、FTSE100指数およびシティグループ米国債インデックス(3-5年)は、それぞれスタンダード・アンド・プアーズ サービスーズ、STOXX Ltd.、FTSEインターナショナルリミテッドおよびシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクまたはそれらの許諾者の知的財産および登録商標であり、その許可のもとに使用しています。当指数を使用した本保険商品および投資信託は、各社またはそれらの許諾者によって保証、支持、販売促進されるものではなく、また、各社またはそれらの許諾者は一切の責任を負いません。

年金受取シミュレーション

ご契約例： 契約年齢65歳 一時払保険料100,000米ドル
据置期間1年 年金支払開始年齢66歳
基準金利3.7%(年金額算出率5%)

※年齢表示は全て満年齢
※単位は米ドル、1米ドル未満は切捨て
※運用利回りは年率

年齢	経過 年数	運用利回り -5.0%					運用利回り 0%					運用利回り 2.5%					運用利回り 5.0%					年齢	経過 年数
		年金額	既払年金 合計額①	年金支払後 積立金額	死亡 一時金額②	①+②	年金額	既払年金 合計額①	年金支払後 積立金額	死亡 一時金額②	①+②	年金額	既払年金 合計額①	年金支払後 積立金額	死亡 一時金額②	①+②	年金額	既払年金 合計額①	年金支払後 積立金額	死亡 一時金額②	①+②		
66	1	5,000	5,000	87,253	95,000	100,000	5,000	5,000	92,000	95,000	100,000	5,000	5,000	94,371	95,000	100,000	5,087	5,087	96,654	96,654	101,741	66	1
67	2	5,000	10,000	77,890	90,000	100,000	5,000	10,000	87,000	90,000	100,000	5,000	10,000	91,730	91,730	101,730	5,087	10,174	96,399	96,399	106,573	67	2
68	3	5,000	15,000	68,996	85,000	100,000	5,000	15,000	82,000	85,000	100,000	5,000	15,000	89,023	89,023	104,023	5,087	15,261	96,132	96,132	111,393	68	3
69	4	5,000	20,000	60,546	80,000	100,000	5,000	20,000	77,000	80,000	100,000	5,000	20,000	86,249	86,249	106,249	5,087	20,348	95,852	95,852	116,200	69	4
70	5	5,000	25,000	52,519	75,000	100,000	5,000	25,000	72,000	75,000	100,000	5,000	25,000	83,405	83,405	108,405	5,434	25,783	95,210	95,210	120,993	70	5
71	6	5,000	30,000	44,893	70,000	100,000	5,000	30,000	67,000	70,000	100,000	5,000	30,000	80,490	80,490	110,490	5,434	31,217	94,535	94,535	125,753	71	6
72	7	5,000	35,000	37,648	65,000	100,000	5,000	35,000	62,000	65,000	100,000	5,000	35,000	77,502	77,502	112,502	5,434	36,652	93,827	93,827	130,480	72	7
73	8	5,000	40,000	30,766	60,000	100,000	5,000	40,000	57,000	60,000	100,000	5,000	40,000	74,440	74,440	114,440	5,434	42,087	93,084	93,084	135,171	73	8
74	9	5,000	45,000	24,227	55,000	100,000	5,000	45,000	52,000	55,000	100,000	5,000	45,000	71,301	71,301	116,301	5,668	47,756	92,069	92,069	139,825	74	9
75	10	5,000	50,000	18,016	50,000	100,000	5,000	50,000	47,000	50,000	100,000	5,000	50,000	68,084	68,084	118,084	5,668	53,425	91,004	91,004	144,429	75	10
76	11	5,000	55,000	12,115	45,000	100,000	5,000	55,000	42,000	45,000	100,000	5,000	55,000	64,786	64,786	119,786	5,668	59,094	89,885	89,885	148,979	76	11
77	12	5,000	60,000	6,509	40,000	100,000	5,000	60,000	37,000	40,000	100,000	5,000	60,000	61,405	61,405	121,405	5,851	64,945	88,528	88,528	153,473	77	12
78	13	5,000	65,000	1,184	35,000	100,000	5,000	65,000	32,000	35,000	100,000	5,000	65,000	57,941	57,941	122,941	5,851	70,797	87,103	87,103	157,900	78	13
79	14	5,000	70,000	0	30,000	100,000	5,000	70,000	27,000	30,000	100,000	5,000	70,000	54,389	54,389	124,389	5,851	76,648	85,606	85,606	162,255	79	14
80	15	5,000	75,000	0	25,000	100,000	5,000	75,000	22,000	25,000	100,000	5,000	75,000	50,749	50,749	125,749	6,022	82,671	83,864	83,864	166,535	80	15
81	16	5,000	80,000	0	20,000	100,000	5,000	80,000	17,000	20,000	100,000	5,000	80,000	47,018	47,018	127,018	6,022	88,693	82,035	82,035	170,729	81	16
82	17	5,000	85,000	0	15,000	100,000	5,000	85,000	12,000	15,000	100,000	5,000	85,000	43,193	43,193	128,193	6,022	94,716	80,114	80,114	174,830	82	17
83	18	5,000	90,000	0	10,000	100,000	5,000	90,000	7,000	10,000	100,000	5,000	90,000	39,273	39,273	129,273	6,056	100,772	78,063	78,063	178,836	83	18
84	19	5,000	95,000	0	5,000	100,000	5,000	95,000	2,000	5,000	100,000	5,000	95,000	35,255	35,255	130,255	6,056	106,829	75,910	75,910	182,739	84	19
85	20	5,000	100,000	0	0	100,000	5,000	100,000	0	0	100,000	5,000	100,000	31,136	31,136	131,136	6,056	112,886	73,649	73,649	186,535	85	20
86	21	5,000	105,000	0	0	105,000	5,000	105,000	0	0	105,000	5,000	105,000	26,914	26,914	131,914	6,056	118,942	71,275	71,275	190,217	86	21
87	22	5,000	110,000	0	0	110,000	5,000	110,000	0	0	110,000	5,000	110,000	22,587	22,587	132,587	6,056	124,999	68,782	68,782	193,781	87	22
88	23	5,000	115,000	0	0	115,000	5,000	115,000	0	0	115,000	5,000	115,000	18,152	18,152	133,152	6,056	131,056	66,164	66,164	197,220	88	23
89	24	5,000	120,000	0	0	120,000	5,000	120,000	0	0	120,000	5,000	120,000	13,606	13,606	133,606	6,056	137,112	63,416	63,416	200,528	89	24
90	25	5,000	125,000	0	0	125,000	5,000	125,000	0	0	125,000	5,000	125,000	8,946	8,946	133,946	6,056	143,169	60,530	60,530	203,699	90	25



!

- この資料に記載の各種数値は、契約例その他一定の条件にもとづく試算結果であり、将来の運用実績や年金額などをお約束するものではありません。
- 記載の数値は、契約日から起算して9日目に運用を開始したものととして計算したものです。

!

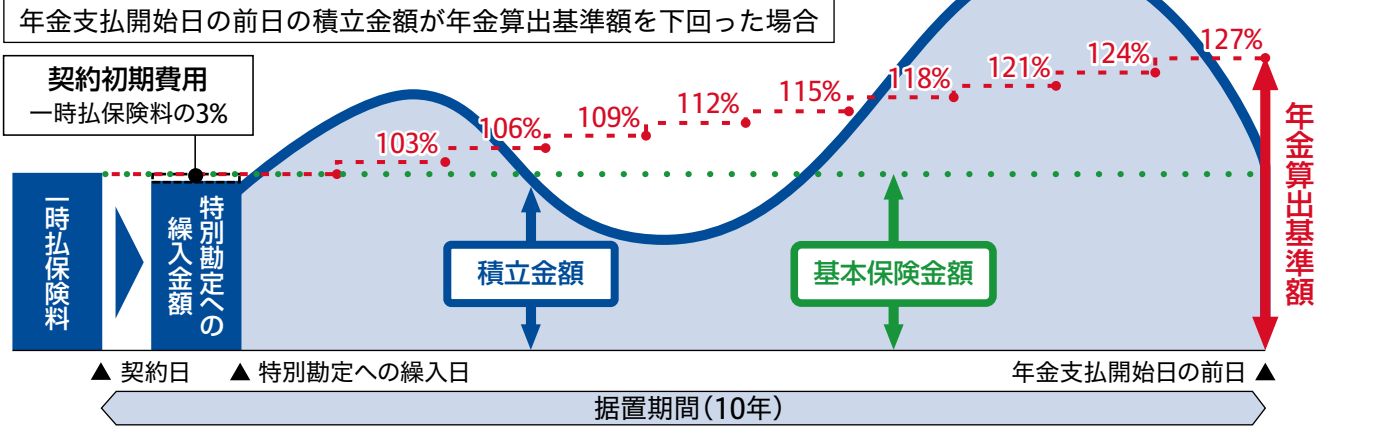
- 記載の運用利回りは、保険契約関連費用、資産運用関連費用の控除後のものです。また、上限または下限を示すものではありません。実際の運用実績は-5.0%を下回る場合があります。
- 記載の数値は、特別勘定の運用利回りが据置期間および年金支払期間を通じて一定で推移したものと仮定して計算したもので、将来の支払額をお約束するものではありません。また、年金支払回数を年1回として計算し、税金を考慮しておりません。

年金算出基準額

年金算出基準額は年3%単利で毎年増加しますので、据置くことで、最低保証される年金額が毎年アップします。

- 年金算出基準額とは、第1回の年金額を計算する際に基準となる額のことをいい、ご契約時は基本保険金額と同額です。
- 据置期間中は、特別勘定の運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日ごとに基本保険金額に対して年3%単利で最高9回にわたり増加します。
- 年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額を上回った場合は、年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額となります。

年金算出基準額のイメージ図



年金額算出率

- 年金額算出率とは、年金額を計算する際に用いる割合のことをいい、契約日における基準金利および年金支払日における被保険者の年齢に応じて決まります。
- 基準金利は、毎月1日に設定されます。お申込日から契約日までの間に基準金利が変更になった場合、年金額算出率はお申込日時点と異なることがあります。
- お客さまのご契約の基準金利は、ご契約後に変更されることはありません。

		被保険者の年齢									
		51歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～73歳	74歳～76歳	77歳～79歳	80歳～82歳	83歳～90歳	
契約日における基準金利	2.5%未満	2.7%	2.8%	3.2%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.3%	5.8%	
	2.5%以上2.7%未満	2.9%	3.0%	3.4%	3.8%	4.2%	4.6%	5.0%	5.5%	6.0%	
	2.7%以上2.9%未満	3.1%	3.2%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.2%	5.7%	6.2%	
	2.9%以上3.1%未満	3.3%	3.4%	3.8%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.9%	6.4%	
	3.1%以上3.3%未満	3.5%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.1%	6.6%	
	3.3%以上3.5%未満	3.7%	3.8%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.3%	6.8%	
	3.5%以上3.7%未満	3.9%	4.0%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.0%	6.5%	7.0%	
	3.7%以上3.9%未満	4.1%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.2%	6.7%	7.2%	
	3.9%以上4.1%未満	4.3%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.0%	6.4%	6.9%	7.4%	
	4.1%以上4.3%未満	4.5%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.2%	6.6%	7.1%	7.6%	
	4.3%以上4.5%未満	4.6%	4.7%	5.1%	5.5%	5.9%	6.3%	6.7%	7.2%	7.7%	
	4.5%以上4.7%未満	4.8%	4.9%	5.3%	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.4%	7.9%	
	4.7%以上4.9%未満	5.0%	5.1%	5.5%	5.9%	6.3%	6.7%	7.1%	7.6%	8.1%	
	4.9%以上5.1%未満	5.2%	5.3%	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.3%	7.8%	8.3%	
	5.1%以上5.3%未満	5.4%	5.5%	5.9%	6.3%	6.7%	7.1%	7.5%	8.0%	8.5%	
	5.3%以上5.5%未満	5.6%	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.3%	7.7%	8.2%	8.7%	
	5.5%以上	5.8%	5.9%	6.3%	6.7%	7.1%	7.5%	7.9%	8.4%	8.9%	

年金算出基準額と第1回の年金額の計算例

※年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額を下回ったと仮定しています。

ご契約例：契約年齢60歳　一時払保険料 100,000米ドル　据置期間5年

年金支払開始年齢65歳　基準金利 3.7%(年金額算出率5%)

年金算出基準額…………… 100,000米ドル + 100,000米ドル × 3% × 4回 = **112,000米ドル**

第1回の年金額 …………… 112,000米ドル × 5% = **5,600米ドル**

特別勘定終身年金

- 年金支払開始日以後も積立金は特別勘定による運用が行われ、被保険者が年金支払日に生存されているとき、年金受取人に年金をお支払いします。
- 最短で契約日の1年経過後の契約応当日から、年金をお支払いします。ただし、年金支払開始日の被保険者の年齢は51歳から90歳となります。
- 年金をお支払いした場合には、積立金額からお支払いした年金額と同額を減額します。
- 積立金がなくなった場合でも、被保険者が年金支払日に生存されているとき、年金をお支払いします。
- 年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになったときに、年金受取人の権利および義務のすべてを承継して、引続き年金を受け取る人のことを後継年金受取人といいます。ご契約者は、この後継年金受取人をあらかじめ指定することができます。

第1回の年金額

・年金支払開始日の前日の年金算出基準額に、契約日における基準金利および年金支払開始日における被保険者の年齢に応じた年金額算出率を乗じた額となります。

第2回以後の年金額

① 年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額より大きい場合

前年の年金額 × $\frac{\text{年金支払日の前日の積立金額}}{\text{前年の年金支払日の前日の積立金額}}$

② 年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額以下の場合

前年の年金額

③ 年金支払日に被保険者の年齢が属する年齢区分が変わる場合

「年金支払日の前日の積立金額に、対応する年金額算出率を乗じた金額」と上記①または②の大きい方の額

・被保険者の年齢が91歳でむかえる年金支払日以後の年金額は、90歳時点の年金額と同額になります。

■ 年金の分割支払（年金分割支払特約）

- この特約を付加することにより、年金額を分割してお受け取りいただくことができます。
- この特約を付加するときは、年金円支払特約があわせて付加され、円によるお支払いとなります。（年金円支払特約について詳しくは13ページをご覧ください）
- 年金分割支払特約により年金額を分割して円でお受け取りになる場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。（詳しくは13ページをご覧ください）

■ 年金支払開始日の変更

- ご契約者のお申出により、年金支払開始日前に限り、アリアンツ生命所定の範囲内で、年金支払開始日を変更することができます。

■ 年金の一括支払

- 将来の年金のお支払いにかえて、年金の一括支払をお取扱いします。
- お支払額は、年金の一括支払に必要な書類をアリアンツ生命が受付けた日（必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日）の翌営業日の積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。この場合の解約控除額は、年金の一括支払に必要な書類をアリアンツ生命が受付けた日（必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日）の翌営業日の翌日を解約日とみなして計算します。（解約控除について詳しくは12ページをご覧ください）

- 年金の一括支払をされた場合、お受取額の最低保証はありません（年金算出基準額を一括でお受け取りいただくことはできません）。
- 年金の一括支払をされた場合、ご契約は消滅します。

死亡保障

■ 据置期間中の死亡保障（死亡給付金）

お支払事由	お支払額	受取人
被保険者が年金支払開始日前に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 (1) 積立金額 (2) 基本保険金額	死亡給付金受取人

 ● 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるときや、死亡給付金受取人・ご契約者の故意による被保険者の死亡のときなど、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

■ 年金支払期間中の死亡保障（死亡一時金）

お支払事由	お支払額	受取人
被保険者が年金支払開始日以後に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 (1) 積立金額 (2) 基本保険金額から既払年金合計額を差引いた額	年金受取人 ※年金受取人が被保険者の場合には、後継年金受取人

※お支払額がゼロとなる場合は死亡一時金のお支払いはありません。

 ● 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるときや、年金受取人の故意による被保険者の死亡のときなど、死亡一時金をお支払いできない場合があります。

■ 遺族年金支払特約

- この特約を付加することにより、死亡給付金または死亡一時金を一時金にかえて年金でお受け取りいただくことができます。
- 被保険者の亡くなられた日（死亡給付金受取人または年金受取人のお申出によりこの特約が付加された場合は付加されたとき）を年金基金設定日とします。このとき、円支払特約があわせて付加され、円に換算した死亡給付金または死亡一時金を充当し、年金基金が設定されます。したがって、年金は円によるお支払いとなります。（円支払特約について詳しくは13ページをご覧ください）
- 遺族年金支払特約により年金を円でお受け取りになる場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。（詳しくは13ページをご覧ください）
- 年金の種類は確定年金です。
- 年金支払期間は、この特約を付加したときに5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年の中からご選択いただけます。
- 年金額が10万円に満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金基金設定日における年金基金の価額を一括で円でお支払いします。年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。
- 年金受取人からのお申出により、年金でのお支払いにかえて、一括でお支払いすることもできます。この場合、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が複数の場合は、一括支払を行った年金受取人について消滅します。

 ● 死亡給付金または死亡一時金をお支払いした後は、この特約を付加することはできません。
● 年金額はご契約時に定まるものではありません。年金額は、年金基金にもとづき、年金基金設定日時点の基礎率など（予定利率など）により計算され算出されます。

解約・一部解約

- ご契約の解約日・一部解約日は、必要書類をアリアンツ生命が受付けた日（必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日）の翌営業日の翌日となります。
- 解約返戻金額は以下のとおりとなります。

解約	解約日の前日の積立金額－解約控除額
一部解約	一部解約請求額－解約控除額

※解約日または一部解約日が一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れる日以前となる場合は、解約返戻金は解約日の前日の基本保険金額または一部解約請求額に相当する金額となります。

- 契約日から解約日（一部解約日）の前日までの年数が10年未満の場合、解約控除対象額に下表の経過年数に応じた解約控除率を乗じた額が解約控除額として差引かれます。

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	10年以上
解約控除率	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

- 解約控除対象額は、解約の場合には一時払保険料となります。一部解約の場合には一部解約請求額（一時払保険料を上限とします）となります。

一部解約後の基本保険金額、年金算出基準額の計算例

例：基本保険金額 100,000米ドル 年金算出基準額 103,000米ドル 一部解約請求額 30,000米ドル
積立金額 106,000米ドル
ご契約の一部解約が行なわれた場合、基本保険金額および年金算出基準額は、一部解約日の前日の積立金額に対する一部解約請求額の割合に応じて減額されます。

一部解約後の基本保険金額	$100,000\text{米ドル} - \left(100,000\text{米ドル} \times \frac{\text{一部解約請求額 } 30,000\text{米ドル}}{\text{積立金額 } 106,000\text{米ドル}} \right) = \text{約}71,698\text{米ドル}$
一部解約後の年金算出基準額	$103,000\text{米ドル} - \left(103,000\text{米ドル} \times \frac{\text{一部解約請求額 } 30,000\text{米ドル}}{\text{積立金額 } 106,000\text{米ドル}} \right) = \text{約}73,849\text{米ドル}$

 ● 一部解約後の基本保険金額が20,000米ドルを下回る場合または一部解約後の積立金額が10,000米ドルを下回る場合には、ご契約の一部解約はお取り扱いできません。
● 年金支払開始日以後は、ご契約の解約・一部解約はお取り扱いできません。
● 年金支払開始日以後に年金の一括支払をされた場合にも、解約・一部解約と同様に解約控除額が差引かれます。
● 解約返戻金には最低保証はありません。運用実績によっては一時払保険料を下回ることがあります。
● ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

円によるお受け取り

- 「年金円支払特約」や「円支払特約」を付加することにより、米ドル建ての年金、解約返戻金、死亡給付金などを円でお受け取りいただくこともできます。
- この場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。

■ 年金円支払特約（米ドル建ての年金を円でお受け取りになる場合）

- 「年金円支払特約」を付加することにより、米ドル建ての年金を円でお受け取りいただくことができます。
- この特約は、第1回の年金の請求時または年金支払開始日以後において年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合の円への換算は、年金支払日またはアリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日のいずれか遅い日（アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日）におけるアリアンツ生命所定の為替レート（年金円支払特約為替レート）を用います。

■ 円支払特約（解約返戻金、死亡給付金などを円でお受け取りになる場合）

- 「円支払特約」を付加することにより、米ドル建ての解約返戻金、死亡給付金、年金の一括支払の支払額または死亡一時金を円でお受け取りいただくことができます。
- この特約は、解約返戻金の請求時には保険契約者から、死亡給付金の請求時には死亡給付金受取人から、年金の一括支払または死亡一時金の請求時には年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合の円への換算は、下表の円に換算する日におけるアリアンツ生命所定の為替レート（円支払特約為替レート）を用います。

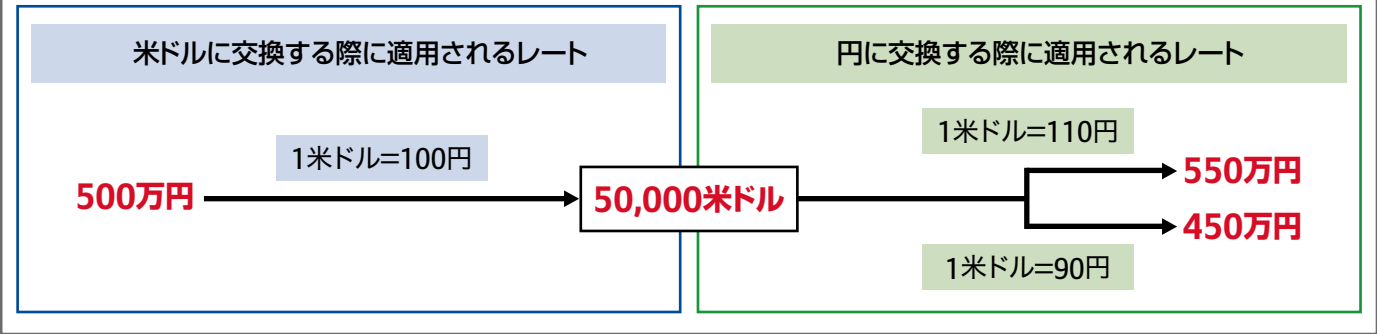
お支払項目	円に換算する日 *
解約返戻金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌営業日の翌日
死亡給付金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日
年金の一括支払額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌営業日の翌日
死亡一時金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日

* 円に換算する日が、アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

為替相場による影響の例

- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

500万円を「1米ドル＝100円」のときに米ドルに交換し、「1米ドル＝110円」、「1米ドル＝90円」のときに再び円に交換した場合



諸費用

- この商品にかかる費用は、つぎの「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「年金管理費」がかかります。

■ ご契約時にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用 ご契約の締結などにかかる費用	一時払保険料に対して 3%	特別勘定への繰入時に 一時払保険料から控除します。

■ 特別勘定による運用期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
保険契約関連費用 ご契約の維持・管理および年金・死亡給付金などを最低保証するための費用	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	毎日、左記の年率の1/365を 特別勘定の資産から控除します。
資産運用関連費用 特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の管理報酬などが含まれます。	特別勘定において主な投資対象とする 外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.4%	毎日、左記の年率を日割りで乗じた額を 信託財産から控除します。

- 資産運用関連費用として、管理報酬（運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます）およびルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税（年次税）を記載しています。そのほかに、有価証券の売買委託手数料などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

■ 解約・一部解約などをされる場合にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除 契約日から10年未満に 解約・一部解約または年金の 一括支払をされる場合にかかる費用	契約日からの経過年数に応じ、 解約控除対象額に対して 4.0%～0.4%	解約返戻金の支払時、 年金の一括支払時に 積立金から控除します。

■ 遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費 年金支払いの管理にかかる費用	支払年金額に対して 1%	遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、 年金支払日に責任準備金から控除します。

- 年金管理費は、将来変更されることがあります。

■ 米ドルのお取扱いにかかる費用

- 保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、米ドル建ての年金などのお受け取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関などにより異なるため、表示することができません。
- 年金や死亡給付金などを円でお受け取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくことになります。このとき適用される年金円支払特約為替レート・円支払特約為替レートは、対顧客直物電信売相場仲値（TTM）と比べて、1米ドルあたり50銭の差があります（TTM－50銭）ので、その差額が特約適用時のご負担となります。特約適用時の対顧客直物電信売相場仲値（TTM）は、アリアンツ生命所定の金融機関が公示するその日の最初の対顧客直物電信売相場（TTS）と対顧客直物電信買相場（TTB）の中間の値となります。

- 外国為替手数料は、将来変更されることがあります。

税務

■ この商品に関する税金のお取扱い

- この商品では、ご契約にかかわるすべての金銭の授受は、米ドルで行われます(特約を付加しない場合に限り)ますが、日本において契約される生命保険契約であるため、税法上のお取扱いについては円建ての生命保険契約と同様のお取扱いとなります。
- 米ドルにて授受された金額を下表にもとづいて円に換算します。

項目	円に換算する日	換算レート (アリアンツ生命所定の金融機関が公示するその日の最終のレート)
払込保険料	保険料領収日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*
年金額	年金支払日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*
死亡給付金額	相続税および贈与税の対象となる場合:被保険者の死亡日	対顧客直物電信買相場(TTB)
死亡一時金額	所得税の対象となる場合:支払日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*
解約返戻金額	解約日または一部解約日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*

* 対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)とは、対顧客直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信買相場(TTB)との中間の値となります。



- 年金円支払特約または円支払特約を付加した場合、年金額または死亡給付金額などはアリアンツ生命所定の年金円支払特約為替レートまたは円支払特約為替レートによる円換算額を基準とします。

■ 生命保険料控除

- お払込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となり、1年間のお払込保険料に応じた一定の金額がその年の所得から控除されます。



- 生命保険料控除は、年金受取人および死亡給付金受取人がご契約者(保険料負担者)ご本人、配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)である場合に適用されます。
- 個人年金保険としては控除の対象となりません。また、保険料払込方法は一時払のため、お払込みの年のみ対象となります。

■ 解約返戻金にかかる税金

- ご契約の解約または一部解約をしたときの差益は、ご契約者と保険料負担者が同一人の場合、所得税(一時所得)および住民税の対象となります。

■ 死亡給付金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者または子	相続税
死亡給付金受取人がご契約者本人の場合	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税
		子	配偶者	

■ 年金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	
年金受取人がご契約者本人の場合	本人	本人または配偶者	本人	所得税(雑所得)+住民税
年金受取人がご契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	【年金支払開始時】贈与税 【年金受取時】所得税(雑所得)+住民税

■ 死亡一時金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例				税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	
死亡一時金の受取人がご契約者本人の場合	本人	配偶者	本人または配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
死亡一時金の受取人がご契約者以外の場合	本人	本人	本人	配偶者	相続税
		配偶者	配偶者	子	贈与税

一時所得について

- 他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除の50万円をこえる部分についてはその2分の1の金額を他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入(受取金額)} - \text{必要経費相当額} \} - \text{特別控除(50万円)} \times 1/2$$

* 収入(受取金額)を得るために支出した金額

年金受取時の雑所得について

- 雑所得の場合、下記の方法で計算された雑所得金額が、他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{雑所得の金額(公的年金などを除く)} = \text{その年ごとに受け取る年金額} - \text{必要経費}^*$$

* 必要経費 = 第1回の年金額 × (払込保険料総額 ÷ 年金支払総額の見込額)

- 相続・贈与後の年金受取の場合は、各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振分け、課税部分の所得金額(課税部分の年金収入金額-課税部分の支払保険料)にのみ所得税が課税されます。



- 記載の税務にかかわる説明は、平成23年2月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	50歳～75歳(満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	50,000米ドル～5億円*(100米ドル単位) ※被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円*をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
据置期間	1年～40年(1年単位) ※年金支払開始時の被保険者年齢は、51歳～90歳となります。
付加できる特約	年金円支払特約、円支払特約、年金分割支払特約、遺族年金支払特約
基本保険金額の増額	お取扱いしません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

*アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。

アフターサービス

郵送による
情報提供・サービス



●ご契約状況のお知らせ

四半期ごとに、保障内容、積立金残高、解約返戻金額などについてご契約者にお知らせします(年金支払開始日以後は、年金受取人にお知らせします)。

●特別勘定決算のお知らせ

毎年の決算後に、決算の概況などをご契約者にお知らせします。

ホームページによる
情報提供・サービス
(インターネット・サービス)



アリアンツ生命
ホームページ

<http://life.allianz.co.jp>

●ユニット価格の照会 ●アリアンツ生命所定の為替レートの照会 ●特別勘定運用報告書
●資産配分比率の照会 ●商品のご案内 ●最新の会社情報 など

電話による
情報提供・サービス
(ご契約者向けテレホンサービス)



アリアンツ生命
カスタマーサービスセンター

0120-941-863

受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

●積立金額の照会 ●アリアンツ生命所定の為替レートの照会 ●ご契約内容の照会
●各種手続きのご案内 ●各請求書類のお取寄せ など

ご検討・お申込みに際しましては、
「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切な
ことがら、必要な保険知識などについて、また「特別
勘定のしおり」は、特別勘定の運用方針・投資対象
などについて記載しています。必ずご一読の上、大切
に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

●クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について
●死亡給付金および死亡一時金をお支払いできない場合について
●諸費用について
●保険会社の責任開始期について
●特別勘定および資産運用について
●解約および一部解約について

■ 生命保険契約者保護機構について

アリアンツ生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構
電話 03-3286-2820 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアリアンツ生命の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してアリアンツ生命が承諾したときに有効に成立します。
変額個人年金保険は、(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、(社)生命保険協会に登録された者のみが募集を行なうことができます。ご契約に際しては必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。お客さまが生命保険募集人の登録状況・権限などおよび変額保険販売資格に関して確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

アリアンツ生命 カスタマーサービスセンター 0120-941-863
受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

■ 募集代理店からのお知らせ

この商品はアリアンツ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
保険契約に加入いただくか否かが、募集代理店における他の取引に影響をおよぼすことはありません。

17

18